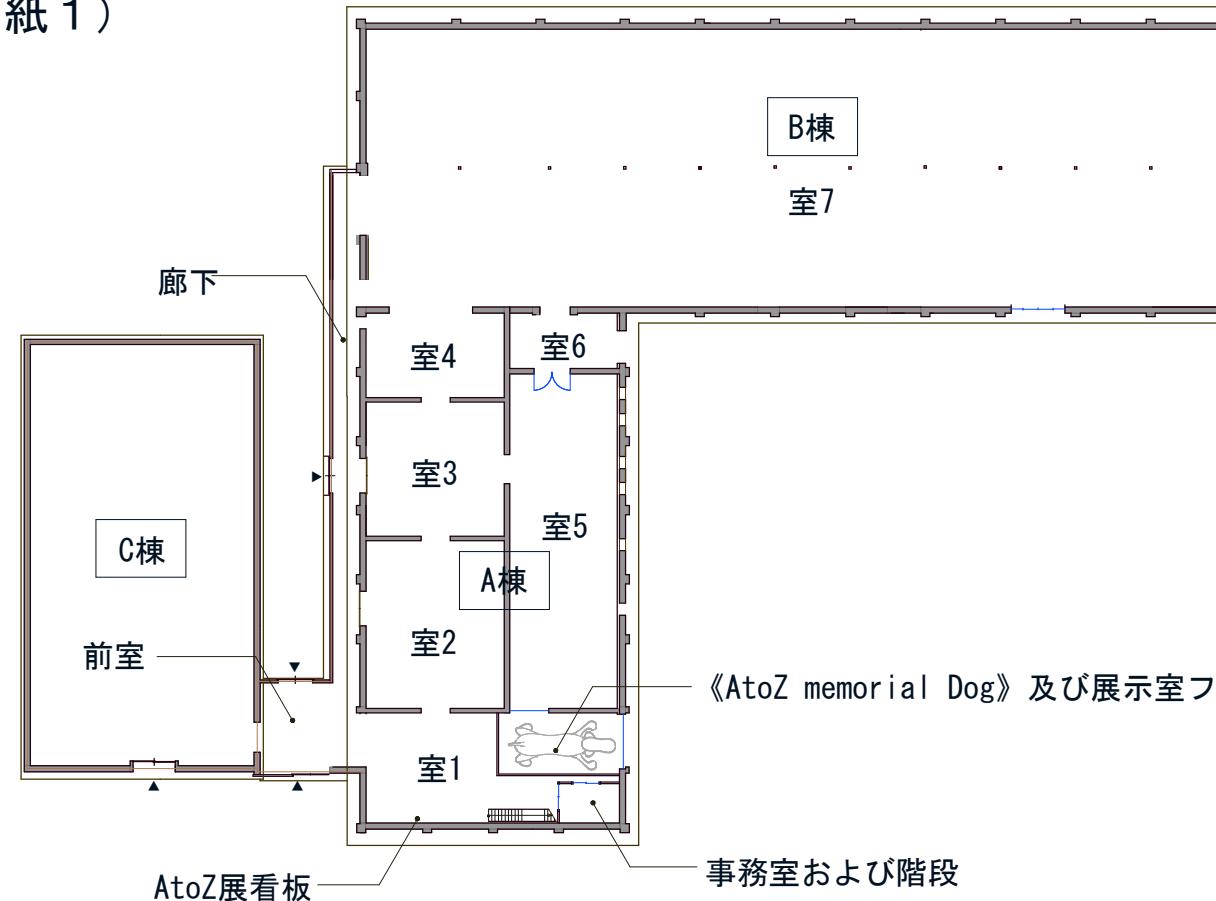


要求水準書における諸室のポイント（別紙1）
その1（1階）



《AtoZ Memorial Dog》及び展示室ファサード



室1

- ・用途は提案による。



室1（左）事務室間仕切・階段

- ・解体してよい。
- ・AtoZ展看板は市が保存。



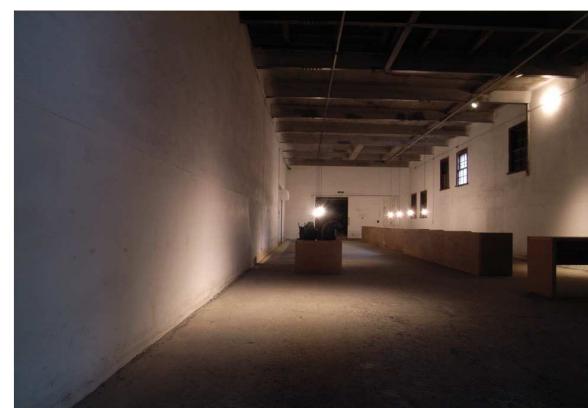
室3

- ・モザイクタイル床の復旧など、既存インテリアをできるだけ復旧（あるいは再現）する。



室4

- ・モザイクタイル床の復旧など、既存インテリアをできるだけ復旧（あるいは再現）する。



室2・5・6



廊下

- ・改修後も既存空間の魅力が損なわれないよう留意する。
- ・改修もしくは、解体を提案してよい。その際法規的に準耐火建築物（口-1）とする事が求められる（資料8参照のこと）。



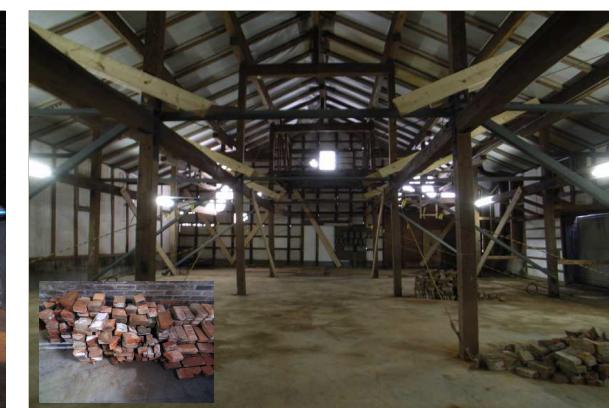
前室

- ・改修もしくは、解体を提案してよい。その際法規的に準耐火建築物（口-1）とする事が求められる（資料8参照のこと）。



室7

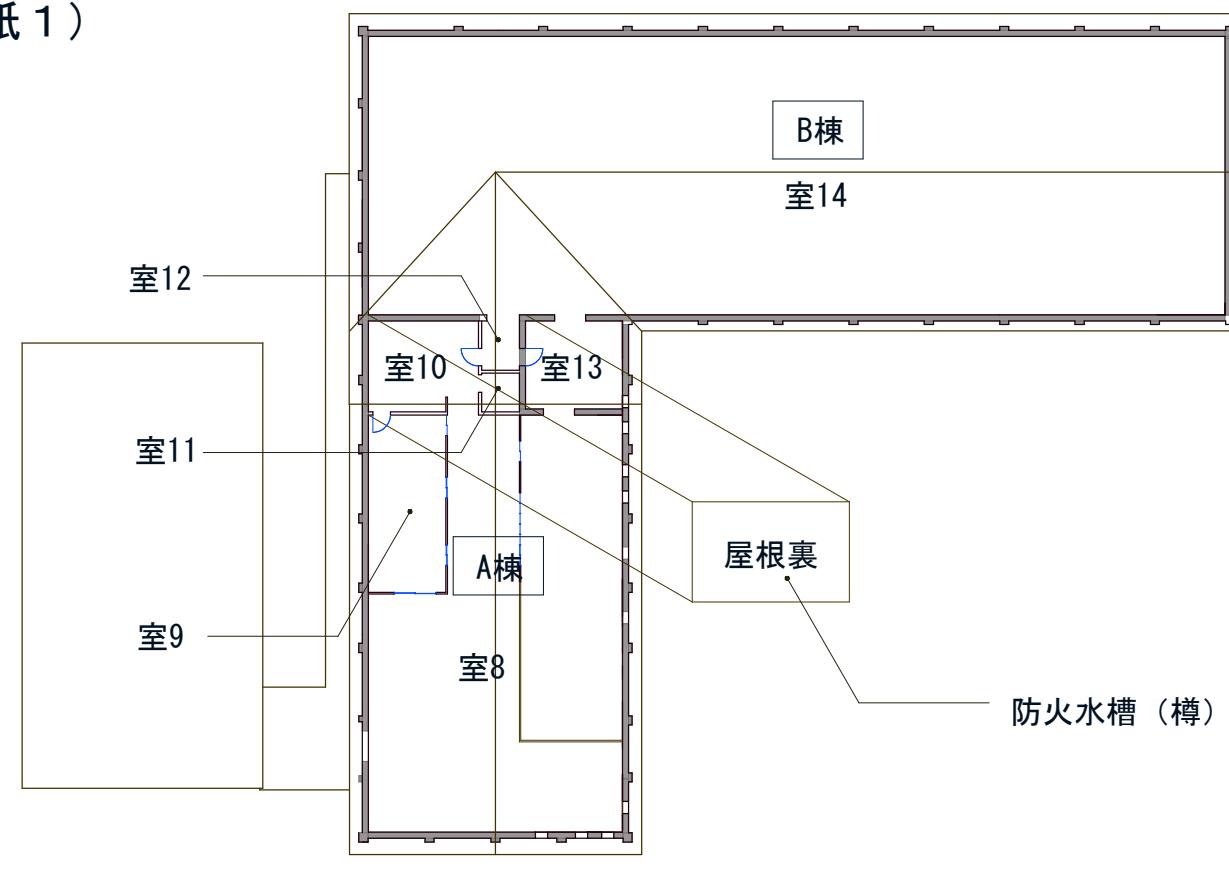
- ・主に展示スペースとして活用する。
- ・既存の空間イメージを残すことが望ましい。



C棟

- ・改修もしくは、解体を提案してよい。その際法規的に準耐火建築物（口-1）とする事が求められる（資料8参照のこと）。

要求水準書における諸室のポイント（別紙1）
その2（2階）

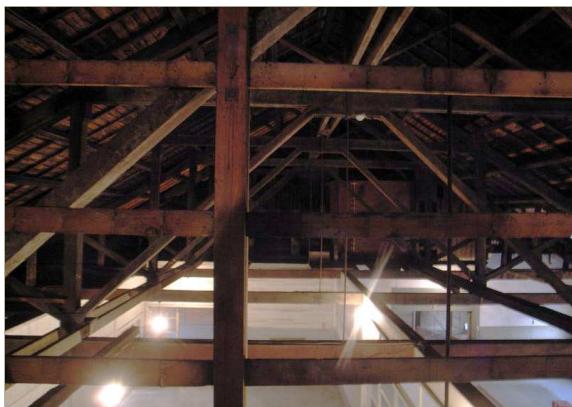


2F



室8

既存間仕切壁、小屋躯体、造作などを活かしたインテリアが望ましいが、計画内容により難しい場合にはその限りではない。



室8（小屋裏）

室8同等。



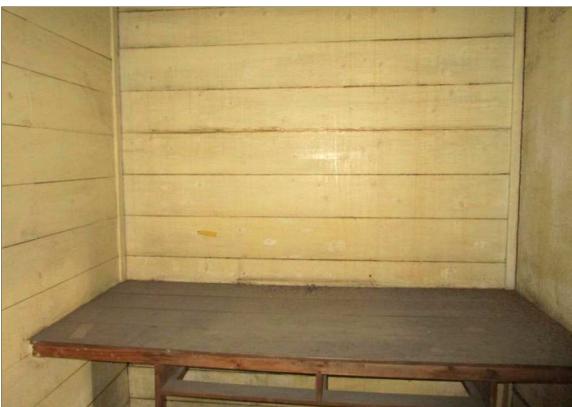
室9（第1研究室）

室8同等。



室10

室8同等。



室11（培養室）

室8同等。



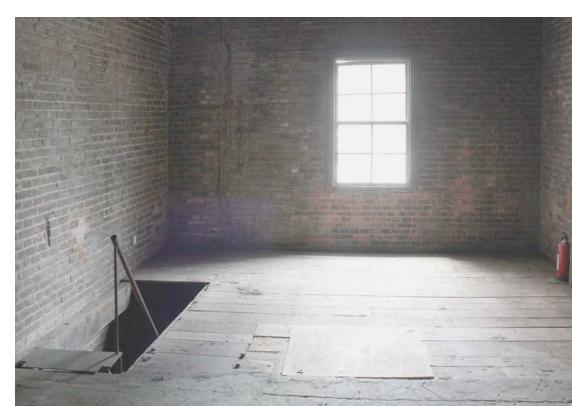
室12（培養室）

室8同等。



室13

室8同等。



室13 階段

解体してもよい。



屋根裏 防火水槽（樽）

アーティストにより手を加えて作品として生かすなど提案による。ただし計画内容により難しい場合にはその限りではない。



室14

提案による。